

令和5年第2回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和5年2月24日（金）14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第2号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

議第3号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第4号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第5号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第6号 見附市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

議第7号 見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第8号 見附市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第9号 見附市立中学校生徒通学ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第10号 見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第11号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について

議第12号 見附市保育所等副食費無償化事業補助金交付要領の制定について

議第13号 令和5年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について

議第14号 令和4年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

議第15号 教職員（管理職）人事の内申について

議第16号 条例案に対する意見について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	佐 藤 昌 弘
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課主幹兼課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	関 拓 也
こども課長補佐	鈴 木 浩
教育総務課係長	山 谷 一 憲

1.4時00分 開会

教 育 長

只今より、令和5年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小倉委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「12月市議会定例会一般質問について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

報告事項1、「12月市議会定例会一般質問について」ご報告いたします。

今回の一般質問の通告で教育委員会関連のものとしましては、加藤議員、重信議員、星野議員、大坪議員、馬場議員、信賀議員、佐野勇議員の7名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、加藤議員から「新潟小学校区を事例とした登下校安全対策について」質問がありました。

新潟駐在所の新町交番統合による登下校時の街頭指導についての見通しと市内での登下校時の見守りに関する地域コミュニティとの連携、老人クラブ等の協力体制とともに、防犯カメラの設置状況、冬期間の児童通学支援について説明いたしました。また、気候急変時の下校時の家庭への連絡方法について答弁いたしました。

次に、重信議員から「中学校部活動地域移行について」質問がありました。

市としては、スポーツ庁や文化庁が目指す部活動改革のスケジュールを踏まえた

段階的な地域移行を行うことで、令和8年度には各中学校の全ての部活動で休日には部活動を行わない体制を整えることを目指していることを説明し、中学生および教職員に行ったアンケートの課題について、各方面の理解をいただけるよう努め、中学生、保護者、そして教員にとって実りある仕組みづくりを検討していくことを答弁しました。

次に、星野議員から「学校における国民保護計画に関する取組について」質問がありました。

文部科学省の示した「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」に基づき、各校の危機管理マニュアルを随時検討、見直しを行いながら整備しており、様々な災害に対する避難の内容、防災教育の内容においては自衛隊が講師として選択されることもあると答弁いたしました。

次に、大坪議員から「中学校のブレザー型制服の導入について」質問がありました。

現在、市内4中学校では、生徒、保護者とも制服の見直しに関する意見や要望はないことを説明し、中学校が制服を選ぶ基準等について、各学校、保護者、地域、生徒の考えを踏まえ、教育活動に適した服装を学校の裁量で選択することが適切であることから、教育委員会が一律に指示を出すことはないと答弁いたしました。

次に、馬場議員から「子ども医療費窓口負担と給食費・副食費の無償化について」質問がありました。

医療費窓口負担の軽減については、子どもの医療費は、市町村間でその助成内容を競い合うべきものではなく、日本に生まれた子ども全てがどこに住んでいても安心して子育てができるよう、国が全国一律の制度を創設し、財政支援措置を講ずるべきものと考えており、国に対して要望を行っている旨を説明し、給食費・副食費の無償化については、学校給食費で年間約1億8,500万円、保育園等の副食費

で約5,000万円の合計2億3,500万円の予算が必要となり、市単独で実施するのは非常に大きな財政負担を伴うことから、現段階では困難であるが、様々な機会を通じて国、県に要望していきたいと答弁いたしました。

次に、信賀議員から「子どものインフルエンザ予防接種助成の対象について」質問がありました。

配布した接種券のうち約40%が使用されていない理由について、未接種の方にお話を聞く機会がなく、はっきりと確認していませんが、任意接種であることやアレルギーの心配による接種控えがあるものと思われると説明いたしました。また、予算と実績について、過去の実績を踏まえた金額を予算計上しているため、予算に対する執行率と接種券の配布数を基にした実施率とは異なりますと答弁いたしました。

最後に、佐野勇議員から「持続的な物価高騰対策としての給食費・副食費の無償化について」の質問がありました。

継続的な給食費・副食費の無償化については、学校給食費と保育園等の副食費を合わせて約2億3,500万円の予算が必要となり、市単独で実施するのは非常に大きな財政負担を伴うため、現段階では困難であることを説明し、子育てに係る負担の軽減は本来、国や県の施策として実施されるべきものであることから様々な機会を通じて国、県に要望していきたいと答弁いたしました。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「子どもの居場所整備事業の進捗状況について」をこども課長より

説明願います。

こども課長

来年度にオープン予定の子どもの居場所整備事業の進捗状況を報告させていただきます。

まず、工事の関係ですが、1月～2月上旬にかけて、内部解体工事を行い、2階の一部の床を抜き、吹き抜けの空間となりました。現在のところ予定どおりに進んでいます。

子どもの居場所を利用する子どもたちの意見を施設に反映させるために募集したキッズサポーターには15人の応募があり、1回目のワークショップを1月9日（月・祝）に、2回目のワークショップを2月5日（日）に開催し、参加した子どもたちからは、子どもの居場所でやってみたいことや、使ってみたい道具などの提案やみんなが気持ち良く利用するためのルールなどを検討しました。

次に、外壁の色と愛称についてですが、キッズサポーターの子どもたちの意見も取り入れて検討し、外壁の色については、全体をミントグリーン、玄関部分にホワイトでアクセントを入れることに決定しました。

建物の愛称につきましては、親しみや愛着を持っていただける施設とするため、令和4年12月29日（木）～令和5年1月12日（木）までの期間において愛称を募集したところ、50件の応募がありました。現在、選考を進めているところでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

次に、報告3「学校給食費の改訂について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

「学校給食費の改定について」ご報告いたします。

市では、平成28年4月に現行の給食費へ改定以降、給食費を7年間据え置いたまま提供を続けてきましたが、ウクライナ情勢による光熱費高騰や食材価格の上昇が続く中、献立の工夫や物資選定による食材費の抑制などにより、献立内容を維持することが困難な状況となっています。このような状況から、引き続き児童生徒の心と体が大きく成長できるよう安全で安心な学校給食の提供を行うため、給食費の改定を考えています。

改定のスケジュールですが、令和5年4月1日からとし、実際には令和5年度徴収分からとしたいと考えています。

改定額ですが、1食当たりの給食費を小学校で10円、中学校で12円の値上げ予定です。これにより、1食当たりの給食費が小学校で280円から290円に、中学校で324円から336円となります。影響額についてですが、年間給食回数を200回で試算しますと、小学校で年間2,000円、月200円、中学校で年間2,400円、月240円の負担増となります。

次に、市の対応策についてですが、令和5年度補正予算において、国の地方創生臨時交付金を活用し、物価上昇分等に対応する支援策を提案することを検討しております。これに伴い、各家庭での実質負担額は令和4年度と同額になると見込んでいます。

以上であります。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

小林委員

影響額というのは、交付金を活用するので、徴収される側には影響されないというのでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

国の補正予算の内示を受けてからになります。値上げ分を補助金として各家庭に支給したいと思っておりますので、小学校で年間2,000円、中学校で年間2,400円が補助額として各家庭に渡るということです。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

日程第3、議第2号「学校薬剤師の委嘱及び解職について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第2号「学校薬剤師の委嘱及び解職について」ご説明いたします。

長岡市薬剤師会より、学校薬剤師変更の申し入れがあり、後任の学校薬剤師については、同薬剤師会より推薦があり適任であると考えました。

つきましては、学校薬剤師として、新潟小学校の井上いずみさんへの委嘱と内山拓郎さんの解職、名木野小学校の内山拓郎さんへの委嘱と板垣健郎さんの解職、今町中学校の板垣健郎さんへの委嘱と佐藤日高さんの解職、見附小学校の佐野章絵さんへの委嘱と庭前宗平さんの解職をお願いするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第3号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第3号「見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

はじめに、一部改正の理由でございますが、本条例における上位法の改正に伴い、関係部分を改めるものでございます。

次に条文並びに改正内容について説明します。

第4条第2項ただし書中、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中、「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改めます。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改めます。

これは、こども家庭庁が令和5年4月1日に設置されることにより、その施行に必要となる、関係法律の改正を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下、整備法）」が同日施行されます。整備法第33条による、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、その引用条項を改めるものでございます。

第26条の条文を削除します。

これは、「民法等の一部を改正する法律」の一部施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除され、これに伴い、内閣府が定めている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部を改正する内閣府令が施行されたことにより、本条例につきましても懲戒に係る権限の乱用禁止の条文を削除するものでございます。

附則におきまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとし、ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行するものと定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第4号「見附市家庭的保育事等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第4号「見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

はじめに、一部改正の理由でございますが、本条例における基準省令の一部改正に伴い、関係部分を改めるものでございます。

次に、条文並びに改正内容について説明いたします。

第6条第1項中「次条第1項、」の次に「、第7条の3第2項、」を加え、第7条の次に次の2条を加えます。

第7条の2は、安全計画の策定等を規定するものであり、家庭的保育事業所等において、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じることを義務付けるものでございます。

第7条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認を規定するものであり、家庭的保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行する場合に利用乳幼児の自動車への乗車及び降車の際に、点呼等の方法により所在を確認すること、並びに、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の所在の確認をすることを義務付けるものでございます。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、

同条ただし書を削ります。

これは、他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備及び職員の基準を改めるものであります。

第13条の条文を削除します。

これは、第3号議案での説明と同様であり、懲戒に係る権限の乱用禁止の条文を削除するものでございます。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めます。これは衛生管理のための規定であり、講ずるべき措置の内容を具体的に規定するものであります。

附則におきまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとし、ただし、第13条の改正規定は公布の日から施行するものとするものであります。

経過措置としまして、改正後の条例第7条の3第2項の規定の適用については、利用乳幼児の見落としを防止する装置（ブザー等）を備えること及びこれを用いることにつき、困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間は備えないことができるものとし、この場合においてはブザー等の装置に変わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないとするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第5号「見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第5号「見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

はじめに一部改正の理由でございますが、本条例における基準省令の一部改正に伴い、関係部分を改めるものでございます。

次に、条文並びに改正内容について説明いたします。

第6条の次に次の2条を加えます。

第6条の2は、安全計画の策定等を規定するものであり、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じることを義務付けるものでございます。

第6条の3は、自動車を運行する場合の所在の確認を規定するものであり、放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行する場合に利用者の自動車への乗車及び降車の際に、点呼等の方法により所在を確実に把握できる方法により確認をすることを義務付けるものでございます。

第12条の次に次の1条を加えます。

第12条の2は、業務継続計画の策定等を規定するものであり、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとするものでございます。

第13条第2項中、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めます。これは衛生管理のための規定であり、講ずるべき措置の内容を具体的に規定するものでございます。

附則におきまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものとし、経過措置としまして、改正後の条例第6条の2の安全計画の策定等の義務化については、令和6年3月31日までの間は努力義務とするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第6号「見附市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定につい

て」を議題とします。

まちづくり課長に説明を求めます

まちづくり課長

議第6号「見附市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について」ご説明いたします。

廃止の理由でございますが、青少年の健全な育成を図るため見附市青少年問題協議会を昭和42年から設置しておりましたが、その後に設置された見附市青少年育成センターや見附市子ども支援対策地域協議会などが、青少年に関する各種課題等への対応および、青少年育成関係機関や団体との連携を実施するなど、その活動において青少年の健全育成が行われていることから、条例を廃止するものでございます。

附則におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

なお、ここまで決定した議第3号から議第6号までの4議案につきましては、条

例の改正案ですので、市議会に提出することにいたします。

教 育 長

次に、議第7号「見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第7号「見附市教育委員会個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

個人情報保護法の改正に伴い、12月議会において「個人情報保護条例」を廃止し「見附市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」が制定されたことにより、旧条例を引用していたこの規則の改正を行うものです。

第1条では、引用している旧条例名を新条例名に改めるものです。

別表では、市長部局と教育委員会で分けたことによる表のタイトルと項番号のずれを改め、表中の「見附市就学援助費支給要綱」の例規番号誤りを改めるものです。

附則におきまして、施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第8号「見附市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第8号「見附市保育の必要性の認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

はじめに本規則の一部改正の理由でございますが、こども家庭庁が令和5年4月1日に設置されることにより、その施行に必要となる、関係法律の改正を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下、整備法）」が同日施行されます。整備法第33条による、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、その引用条項を改めるものでございます。

条文を説明します。

第3条中、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めるものでございます。

附則におきまして、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第9号「見附市立中学校生徒通学ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第9号「見附市立中学校生徒自転車通学ヘルメット購入費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、これまで学校を通して補助金を交付していたものを市が行い、学校現場の負担軽減を図るため、同要綱の改正及び、文言修正についてもあわせて行うものです。

主な変更点は、補助金の限度額を3千円としたこと。中学校PTA会長が行っていた交付申請を、申請者が市長に行うものとしたことです。

付則につきまして、この要綱は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

第3条本文中「額と」の次に「し、3千円を限度と」を加える、ということは、3千円を限度とするということを今回から新たに付け足されるということでしょう

か。

学校教育課長

これまでは、半額の2,750円を補助しておりましたが、物価の上昇を考慮しまして、上限3千円とさせていただきました。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第10号「見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第10号「見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

はじめに本要綱の一部改正の理由でございますが、議第8号議案での説明と同様であり、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う改正でございます。

条文を説明します。

第4条中、「第19条第1項」を「第19条」に改めるものでございます。

附則におきまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第11号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます

こども課長

議第11号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」説明いたします。

一部改正の理由でございますが、市民の各種手続きをスムーズに行い市民サービスの向上を目指し、令和5年1月16日から新しいシステムを導入し、「書かない窓口」を開始しました。これに伴い、申請様式である別記様式第1号、第5号及び第

7号の様式を改めるものでございます。

附則におきまして、この要領は、公布の日から施行し、改正後の見附市子どもの医療費助成に関する要領の規定は、令和5年1月16日から適用するものとし、経過措置としまして、この要領施行の際、現にある改正前の様式を当分の間は、使用することができるものとするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第12号「見附市保育所等副食費無償化事業補助金交付要領の制定について」を議題といたします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第12号「見附市保育所等副食費無償化事業補助金交付要領の制定について」説明いたします。

制定の理由でございますが、令和4年11月に開催された第7回教育委員会定例

会におきまして説明させていただき、令和4年12月市議会定例会において補正予算の議決を得ました、コロナ渦における子育て世代への物価高騰等支援策である保育所等の副食費の無償化事業の実施にあたり必要な事項を定めるものでございます。

事業の概要ですが、対象を市内外の保育所等に通う3歳以上の見附市民を対象に、令和5年1月から3月分までの3か月間の副食費について、月額4,500円を上限に無償化するものでございます。

附則におきまして、本要領は、公布の日から施行し、令和4年12月20日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第13号「令和5年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を議題とします。

初めに、教育部長から全体説明をしてもらい、続いて関係課長から所管部分についての説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第13号「令和5年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を説明いたします。

見附市一般会計の当初予算の全体像につきましては、「1. 令和5年度当初予算の総括」に記載のとおり「174億2,000万円」となりました。前年度比「1億3,000万円の増額」、率にして「0.75%」の増となっております。増額の主たる要因は、「子どもの居場所整備事業」が約2億2,000万円減額するものの、「認定こども園・小規模保育施設運営事業」に約4億2,600万円、「地域力創造事業」に約9,700万円増加することなどによるものであります。

「2. 令和5年度当初予算 重点施策の概要」については、後ほど課単位で説明いたしますので、ここでは割愛いたします。

「3. 各会計別歳入歳出予算総括表」では、先ほど説明いたしました一般会計の他に、4つの特別会計と3つの企業会計の前年度比較を示しております。

「4. 一般会計歳入歳出予算事項別明細書」の歳出であります。教育委員会事務局の関連経費としては、こども課関連予算を含む「4款衛生費」が、前年度比で約1億3,893万円の減、率にして7.6%の減となっております。また、教育総務課、学校教育課の関連予算であります「10款教育費」は、前年度比で約1億8,363万円の増額、率にして13.4%の増となっております。増額の主な理由は、名木野小学校長寿命化工事に係る設計業務委託費や埋蔵文化財発掘調査事業委託費の増によるものであります。

「6. 一般会計歳入歳出予算の推移」では、平成26年度からこれまでの一般会計予算の推移がグラフとして表示されております。平成26年度から平成30年度までの5年間は、大型事業への投資により予算規模が上昇しておりましたが、令和元年度から令和5年度にかけて実質予算においては大規模事業への投資に目途が付

いた為、財政規模が平準化していることを示しております。なお、令和2年度に予算が大きく伸びているのは、ガス事業譲渡等の特殊要因によるものであります。

「第5次見附市総合計画の基本目標を実現するための重点施策の概要」については、担当課ごとに、こども課、学校教育課、教育総務課、まちづくり課の順番で説明させていただきます。それでは、こども課から説明をお願いします。

こども課長

「1 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり」

「(1) 日本一健康なまちを目指します」「①健康寿命を伸ばすための健康づくりを推進します」における「子どもの感染症予防事業」8,066万6千円につきましては、予防接種法の定期接種の対象となっているワクチンの接種に加え、任意接種であるインフルエンザワクチンの接種費用に対しての助成を行うものであります。インフルエンザワクチンについては、これまで小学校6年生までを助成対象としていましたが、令和5年度からは、高校卒業相当までに対象者を拡大するものであります。

「小児生活習慣病予防事業」347万4千円につきましては、小学4年生、中学1年生を対象に血液検査及び血圧健診による生活習慣病健診を実施し、事後指導として食生活の改善指導をはじめ、健診結果により要指導となった方には個別の指導を実施するものであります。

「4 人が育ち、人が交流するまちづくり」

「(1) 子育て環境の充実に努めます」「①仕事と子育てが両立できる環境を整備します」では、「公立保育所運営事業」、「広域入所児童運営委託事業」、「私立保育所運営事業」、「認定こども園・小規模保育施設運営事業」により、保護者のニーズに対応した保育を行います。

「認定こども園施設整備交付金」5億571万2千円につきましては、民間の活

力の推進を支援し、保育環境の充実を図るため、老朽化が進んだ「見附みどりこども園」の建て替え、及び「(仮称)見附どろんこ保育園」の新築に対し、交付金の基準に基づき補助を行うものです。

病気の回復期にある子どもをお預かりする「病後児保育事業」、小学生の放課後の健全育成のため、放課後児童クラブを開設し「放課後児童健全育成事業」に取り組んでまいります。また、放課後児童クラブについては、令和5年度に「放課後児童クラブICT化推進事業」120万円を計上し、各放課後児童クラブに対し、Wi-Fi等の環境整備を支援することで家庭と同じ環境でタブレットを活用した放課後の学習を支援するものであります。

「養育支援訪問事業」108万円についてですが、親に病気や障害があり、家事・育児に対する不安や負担を抱える家庭に対し、子育て経験者による育児・家事の援助を行っています。令和5年度からは、多重な困難を抱える家庭には、より専門性の高い訪問支援員による支援を拡充します。

「子育て短期支援事業」は、様々な事情を抱えた保護者のレスパイトのため、お子さんを施設や里親などに宿泊させて預かる事業であります。

「子どもの居場所運営事業」2,260万8千円につきましては、令和5年度にオープン予定で現在工事中の子どもの居場所において、主に小学校高学年の利用者が自発的に活動できるよう必要な職員を配置し相談業務を行うための運営費用であります。

「子ども・子育て支援事業計画策定事業」286万1千円は、令和7年度からを計画期間とする第3期計画を策定するための実施調査を行うための費用を計上したものであります。

一番下の段の事業「子育てしやすい職場づくり支援事業」につきましては、事業者向けの事業であり、地域経済課の事業でありますので、ここでの説明は省かせて

いただきます。

②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備しますでは、新規事業としまして、「出産・子育て応援事業」3,098万3千円につきましては、要所要所で出産、育児などの見通しをたてるための伴走型の相談支援と経済的支援を組み合わせた事業であり、経済的支援としては、妊娠届出後の妊婦に5万円、出生届出後に子ども1人につき5万円を給付するものであります。

「子育て支援事業」においては、市内3か所にある子育て支援センターでの事業や、民間事業所からの協力をいただき実施している子育て応援カード事業等を実施するものであります。また、その下の段の「子育て応援カード利用者補助金」については、病児保育室、病後児保育室及び一時保育事業利用料の子育て応援カード利用者に対し半額補助を行うものであります。

続きまして、新規事業としまして、「養育費確保支援事業」31万5千円は、離婚世帯への施策ですが、養育費を確実に受け取ることで、ひとり親世帯の生活の安定が図れるよう、養育費の取り決めに係る公正証書の作成費用等について補助を行うものであります。

妊娠期から子育て世帯の経済的負担の軽減や疾病予防を図るため、「子どもの医療費助成事業」、「子どもの感染症予防事業」、一段飛ばして、「妊産婦健康診査料助成事業」、「妊産婦医療費助成事業」、「妊婦歯科健康診断事業」、「不育症医療費助成事業」、「不妊治療費助成事業」「妊婦の感染症予防事業」、新規事業として「新生児聴覚検査費助成」を行います。この中で、「妊産婦健康診査料助成事業」においては、2,945万円を計上し、これまでも実施してきた妊婦への14回分の妊婦健康診査の助成に加え、令和5年度からは、産後に実施する産婦健康診査2回分についても助成を拡大して行うものであります。また、新規事業の「新生児聴覚検査費助成」につきましては、125万円を計上していますが、新生児聴覚検査は、出生時に行

うものであり、先天性難聴障害を発見し、早期支援を受けることができるよう、新生児一人あたり上限5千円の検査費用を助成するものです。

「見附版ネウボラ」ですが、妊娠・出産から育児まで切れ目のない様々な支援を展開しています。産前産後のサポートと産後ケア及び就学前までの児童発達支援に取り組むものであります。

「出生お祝い品『おくるみ』贈呈事業」126万7千円ですが、地元産ニットの品質なおくるみを出生お祝い品として贈呈することで、地域全体で出生をお祝いする雰囲気をつくります。

「赤ちゃんの駅施設整備費補助事業」により、まちの駅や商店など外出先で授乳やおむつ替えなど気軽に立ち寄れる施設整備に対して20万円を上限に補助し、地域ぐるみで子育てしやすいまちを目指します。

こども課の事業は以上でございます。

学校教育課長

議第13号「令和5年度一般会計予算案に関する意見聴取について」学校教育課の令和5年度事業の概要をご説明いたします。

「(2)たくましく生きていく『生きる力』を育成します」「①確かな学力の向上を図ります」では、学習指導要領の趣旨の実現を図るために各校の実態に応じた師がくの充実を図り、教育センター嘱託指導主事3名、外部指導者2名で、「主体的・対話的で深い学び」を具現するための授業改善、教員の指導力向上に努めていきたいと考えています。

「中学校部活動外部顧問派遣事業」では、各校2種目派遣し、教員の負担軽減を図るとともに「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」とともに、部活動の地域連携を図ってまいります。

「中学校英語検定受検補助事業」につきましては、今年度同様に実施します。

「②豊かな人間性と社会性の育成を図ります」「③健やかな体の育成と体力向上を図ります」では、0歳から18歳までの一貫した切れ目のない教育支援を行い、ふるさと見附を愛し世に役立つことを喜びとする子どもを育成するため、副読本「みつけ塾」の活用を図り、好事例を共有していきます。また、「スマートウェルネススクール」では、スマイルハンドブックの活用や中学生Eボート体験、フッ化物洗口等の歯科衛生を推進していきます。

「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」については、部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境整備を行ってまいります。令和5年度から卓球とソフトテニスで「休日部活動の段階的な地域移行」を開始します。また、検討委員会では文化部の在り方についての協議も始めてまいります。

次に「(3)地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」をご覧ください。学校教育課の令和5年度事業の概要をご説明いたします。

「①地域連携の充実に努めます」では、新しい生活様式に配慮し、「わくわく体験塾」開設講座の充実に努めます。小学生にわくわく・ドキドキ・感動する体験を提供します。また、「スクールアカウンタビリティ」は、令和5年度は、11月19日(日)に開催予定です。

「(4)快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」の「①多様なニーズに対応した教育支援の充実に努めます」では、特別支援教育支援員(教育補助員)を小中特別支援学校に37名配置します。また、学校における事務的業務を補助的に行う教育業務支援員(スクールサポートスタッフ)4名を8校に引き続き配置します。教員の負担軽減を図り、児童生徒へのきめ細やかな指導に注力できる教育環境づくりを目指します。

また、令和5年度は不登校児童生徒支援嘱託指導主事を1名増員し、様々な理由で学校に登校できない児童生徒に対する支援、相談体制を充実させてまいります。

なお、「就学援助事業」は、国の基準に準じた支援を行っていきます。

以上で説明を終わります。

教育部長兼教育総務課長

教育総務課分を説明いたします。

「(1)子育て環境の充実に努めます」「②安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」についてです。

「学校給食費補助事業」では、1,566万4千円を計上しています。

昨年度（令和3年度）の実績は、申請者数311人、補助金交付額が1,452万4千円でした。今年度分はまだ確定していませんが、概ね昨年度並みとなる見込みです。

「(3)地域の人材と資源を活用した教育の充実に努めます」「①地域連携の充実に図ります」の「アースプロジェクト事業」291万1千円は、前年度比で2万円の増となっています。

「②文化財の保護と活用に努めます」では、「埋蔵文化財発掘調査事業」で1億250万1千円を計上いたしました。貝喰川改修事業に伴う発掘調査業務を県からの委託事業として実施するものです。

同じく「耳取遺跡保存活用事業」で443万9千円を計上いたしました。令和3年度に実施したアクセス道路の試掘確認調査を引き続き実施するものであります。

「(4)快適な学びの空間、充実した教育環境を整備します」「①多様なニーズに対応した教育支援の充実に図ります」の「小中学校通学支援事業」685万5千円ですが、オープンスクール通学補助金の他に、冬期に遠距離通学している地区の中学生のバス通学や小学1、2年生を対象に1月2月の登下校に要するバスやタクシー等の送迎費用を計上するものであります。

「②安心安全で快適な教育環境の整備を進めます」の「教育環境についてのタウ

ンミーティング」で70万8千円を計上いたしました。市の目指すべき教育環境について子育て世代を中心に市民の声を広く聞くタウンミーティングを実施するものです。

同じく「名木野小学校長寿命化事業（設計）」で5,450万円を計上いたしました。「学校施設長寿命化計画」に基づき、名木野小学校の長寿命化改良工事に向けた準備として基本設計及び詳細設計を行うものであります。

同じく、「給食用食器の入替」の716万1千円ではありますが、給食で使用している食器の経年使用に伴う摩耗や破損等の入替を年次計画で行うものであります。

「5 行政経営計画（第8次行政改革大綱）」

「(1) 行政運営の見直しを進めます」【民間活力の導入】の中ほど、「図書館」5,899万7千円ですが、令和2年度から5か年間業務を受託している事業者への指定管理料であります。

「(2) 収入の確保に努めます」「学校給食センター使用料・貸付料収入」の3,243万9千円ですが、給食センターが稼働していない時間帯に施設の一部を民間事業者へ貸し出し、料金を徴収することにより学校教育施設の維持管理費の確保を図るものであります。

以上でございます。

まちづくり課長

それでは、まちづくり課の令和5年度教育関係の主要事業予算について説明いたします。

「(5) ライフステージに応じた学びの環境づくりに取り組みます」についてです。

「①生涯学習を支援します」の372万3千円ですが、公民館自主事業の講座開催のための謝金などの経費であります。

次に、「②芸術・文化の充実に努めます」についてです。「アルカディア音楽祭補

業のため増額した補助金を、令和5年度は通常開催のための補助金額に戻したものであります。「小中学生音楽鑑賞事業」の187万8千円ですが、見附市の音楽プロデューサーをお願いしている船橋先生の企画による小中学生音楽鑑賞事業の経費であります。

次に、「③市民一人1スポーツの実現に向けた取り組みを推進します」についてです。「地域ジュニア競技育成事業」の63万円ですが、ジュニア層の選手の育成強化を図るための補助金であります。「総合型地域スポーツクラブ事業補助」の70万円ですが、見附市総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための補助金であります。「市民プールろ過機入替修繕」の456万5千円ですが、市民プールの経年劣化したろ過機装置の入替修繕を行うための予算であります。

説明は以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小倉委員

学校教育課の「不登校児童生徒支援嘱託指導主事の増員」についてですが、前回の教育委員会定例会でも不登校児童生徒が増えているということをお聞きしました。指導主事1名の増員だけで大丈夫なのでしょうか。

学校教育課長

不登校になる子どもが増えれば、それにかかる指導主事も増やす必要がありますが、財政的な部分もありますので、何とか1名増やしていただいたところです。この方が中心となって様々な学校と連携を深めることで、増えてきた不登校児童生徒の支援をおこなっていきたいと考えているところです。

小倉委員

働き方改革もあって、1名の方に負担がかかれば良いと思います。社会的

にも不登校児が増えていることを耳にしますので、学びの場の確保や子どもたちのために何とか力を発揮していただきたいと思います。

齋木委員

こども課の「安心して妊娠・出産できる環境を整え、子育て支援体制を整備します」のところで、私の世代よりもとても手厚くなっていると感じました。これだけ手厚いということは、純粋に各家庭で負担する額がどれくらい減っているのか、教えてください。

こども課長

一番大きいのは、3歳児以上の保育料が無償化になったことだと思います。各家庭で負担する額は、実際は所得に応じて違ってくるものですし、ひとり親家庭の事業は、ひとり親でないと支援できない部分もありますので、純粋に一人当たりいくら減っているということはお出しませんが、齋木委員のおっしゃるとおり、十数年前の頃よりは随分手厚い支援になっていると思います。

社会情勢から言いますと、お祖父ちゃん・お祖母ちゃんに頼ることができた世代に比べ、今は核家族が多いことと、転入者への配慮ということもあります。色々な悩みを抱えるご家庭や保護者の方の状況も考慮し、やらなくてはいけない事業を中心に予算計上している状況です。具体的な数字を申し上げることができず申し訳ありませんが、手厚い支援ができていますと思っています。

武田委員

「小中学校通学支援事業」について、今回増額ということですが、新規に支援することがあるのでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

今回200万円程度の増額ですが、一番大きいのは、見附第二小学校区の杉沢町や堀溝町から、見附中学校へ冬季のスクールバスを運行することになったことです。

今まではガソリン代の補助でしたが、送り迎えが大変という声を聞きまして、スクールバスを運行することといたしました。

武田委員

地域からの要望によって運行することにしたということでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

そのとおりです。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり、同意することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第14号「令和4年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。関係課長から順に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

10款2項1目「小学校施設管理費」の4,620万円の増額であります。葛巻小学校の普通教室不足を解消するための増設・改修工事を行うもので、工期の関係で令和5年度に予算繰越を行うものです。

10款4項1目「特別支援学校施設管理費」の430万円の増額であります。

燃料費高騰による光熱費の増額でございます。

10款5項3目「図書館施設管理費」の316万円の増額であります。燃料費高騰による光熱費増額分の指定管理料の増額でございます。

以上でございます。

学校教育課長

それでは、学校教育課関係の補正予算について説明させていただきます。

10款2項2目小学校教育振興費のうち、小学校就学援助費補助事業費741万2千円の減額補正をお願いするものでございます。補正の理由であります。長引く新型コロナウイルス感染症や原油価格などの物価高騰による子育て世代の経済的負担軽減を目的とした学校給食費の無償化を全生徒対象に実施することに伴い、就学援助費及び特支奨励費の学校給食費支給額（令和5年1月～3月分）が0となるため減額し、予算要求時の見込積算人数と実際の申請者数の差異により減額し、全体として執行残相当額（見込）を減額するものでございます。

10款3項2目中学校教育振興費のうち、中学校就学援助費補助事業費307万7千円の減額補正をお願いするものでございます。補正の理由であります。長引く新型コロナウイルス感染症や原油価格など、物価高騰による子育て世代の経済的負担軽減を目的とした学校給食費の無償化を全生徒対象に実施することに伴い、就学援助費及び特支奨励費の学校給食費支給額（令和5年1月～3月分）が0となるため減額するものです。

令和3年度に実施予定であった修学旅行が、新型コロナウイルスの影響により全4中学校で延期し、令和4年度に実施しましたが、修学旅行費の対象者が増えたため増額するもので、予算要求時の見込積算人数と実際の申請者数の差異により減額し、全体として執行残相当額の見込分を減額するものでございます。

以上でございます。

こども課長

それでは、こども課関係の補正予算について説明させていただきます

3款民生費2項4目、児童手当等交付事業1, 529万5千円の減額は、当初の見込みより支給対象児童数が少なかったためであります。

3款民生費2項5目、児童扶養手当等交付事業900万円の減額は、児童扶養手当の資格取得及び喪失が見込みと異なったためであります。

4款衛生費1項3目、子どもの感染症予防事業400万円の減額は、日本脳炎ワクチンの出荷調整などの理由により、予定よりも接種者が少なかったためであります。

4款衛生費1項4目、妊婦健康診査料助成事業550万円の減額は、想定よりも受診者・受診回数が少なかったためであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小林委員

教育総務課の「光熱費高騰による増額」が2件あり、特別支援学校費は43万円の増額で収まっていますが、図書館費は316万円も増やさなければならないということは、何か合理的な理由がありますか。

教育総務課主幹兼課長補佐

特別支援学校費は12月補正予算でも増額要求をおこなっており、今回はそれでも足りない分を増額要求するものです。

図書館費については、今回が初めての補正ということになります。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第15号「教職員（管理職）人事の内申について」を議題とします。

この議案につきましては、新年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。

なお、これより、お手元に配布します資料につきましては、審査終了後に回収させていただきますので、ご了承願います。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議題15号の審議が終了しましたので、事務局は議事録の調整をお願いします。

教 育 長

次に、議第16号「条例案に対する意見について」を議題といたします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第16号「条例案に対する意見について」を説明いたします。

2月3日（金）に開催された教育委員会において承認いただいた、「見附市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」の議案が、2月22日（水）に議会に送付され、同日付で議会から教育委員会としての意見を求められました。

教育委員会としては、図書館、民俗文化資料館、文化財の保護に関する事務等の移管後も教育の政治的中立性、継続性・安定性、専門的・技術的判断の確保等、学校教育や社会教育との連携が必要であることから、市長部局と教育委員会とがより一層連携し、取り組みを進めていくよう意見を付して同意するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議案の審議は全て終了しました。

これで令和5年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時26分 閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

小倉 美砂子